



鳥取労働局発表

平成31年2月28日(木)

担 当	鳥取労働局
	総務部総務課
	課長 岡本 勉
	総務企画官 山田正道
	電話 0857-29-1700
	労働基準部監督課
	課長 宮崎健治
	主任監察監督官 平井美敏
	電話 0857-29-1703

「労働基準監督官 採用試験 2019」 3月29日から 受付開始

Labour Standards Inspector

～ 支える、働く人の未来。～

労働基準監督官は、厚生労働省、都道府県労働局、全国の労働基準監督署などに勤務し、労働基準法、労働安全衛生法などの労働基準関係法令に基づいて、労働条件の確保・向上、働く人の安全や健康の確保を図り、労働災害で被災された方に対する労災補償の業務を行うことを任務とする厚生労働省の専門職員です。

平成31年度の労働基準監督官採用試験の受付が平成31年3月29日(金) 9時から開始されます。働く方々が安心・快適に働くことができる社会を作るために、力を発揮してくださる方のご応募をお待ちしています。

1 受験資格

- 平成元年4月2日～平成10年4月1日生まれの方
- 平成10年4月2日以降生まれの方で次に掲げる方
 - ア 大学を卒業した方及び2020年3月までに大学を卒業する見込みの方
 - イ 人事院がアに掲げる方と同等の資格があると認める方

2 受付期間

- インターネット受付期間 2019年3月29日(金)9:00～4月10日(水)受信有効
インターネット申込専用アドレス [【http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html】](http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html)

3 試験日程等

- 第1次試験 2019年6月9日(日)
- 第2次試験 2019年7月16日(火)・17日(水)・18日(木)
第1次試験合格通知書で指定された日時
- 最終合格者発表日 2019年8月20日(火) 9:00

4 採用予定者数

- 労働基準監督官A(法文系)約200名 労働基準監督官B(理工系)約60名

【鳥取労働局業務説明会の開催】

平成31年3月12日(火)13時15分から、学生等を対象とした業務説明会を開催します。業務説明会では、労働基準監督官の業務紹介のほか、労働局・労働基準監督署・ハローワークの業務説明や職場見学を実施します。

1 労働基準監督官とは

全国では、約410万の職場で約5,300万人が働いています。
働く人にとって、安心・安全な職場環境を実現するためには、労働基準法などの労働基準関係法令で定められた労働条件が確保され、また、その向上が図られることが重要です。

労働基準監督官は、厚生労働省、都道府県労働局または労働基準監督署などに勤務し、労働基準関係法令に基づいて、工場、事務所などあらゆる職場に立ち入り、法に定める基準を事業主に守らせることにより、労働条件の確保・向上、働く人の安全や健康の確保を図り、また、不幸にして労働災害に遭われた方に対する労災補償の業務を行うことを任務とする厚生労働省の専門職員です。

労働基準監督官は、毎年、人事院・厚生労働省が実施する「労働基準監督官採用試験」の合格者から採用されています。

2 労働基準監督官の主な仕事

(1) 監督指導業務

労働基準法、労働安全衛生法などの法律に基づき、定期的にあるいは働く人からの情報を契機として、事業場に立ち入るなどにより、機械・設備や帳簿などを検査して、関係労働者の労働条件について調査を行います。

法違反が認められた場合には、事業主などに対しその是正を指導するほか、危険性の高い機械・設備などについては、その場で使用停止などを命ずる行政処分を行うこともあります。

(2) 司法警察事務

監督指導の結果、是正勧告を受けた法違反を是正しないなど、重大・悪質な事案については、司法警察官として、刑事訴訟法に基づき、取り調べなどの任意捜査や、捜索・差押え、逮捕などの強制捜査を行い、検察庁に送検します。

○ 鳥取労働局業務説明会

労働基準監督官及び国家公務員採用一般試験（大卒程度試験）に向けた鳥取労働局の業務説明会を以下のとおり実施します。

- ・ **開催日時**
平成31年3月12日（火）13時15分から16時頃まで（13時受付開始）
- ・ **場 所**
鳥取労働局庁舎（鳥取市富安2-89-9） ※4階大会議室までお越しください
- ・ **対象者**
鳥取労働局（労働基準監督署・ハローワークを含む）の業務に興味を持つ学生
- ・ **対象の試験**
労働基準監督官試験、国家公務員採用一般試験（大卒程度試験）
- ・ **内容・日程**
 - ・ 鳥取労働局、労働基準監督署、ハローワークの業務紹介
 - ・ 職場見学
 - ・ 質疑応答
- ・ **その他**
服装は平服で可（ただし、ジーパン等をご遠慮ください）
- ・ **受付・問合せ先**
鳥取労働局総務部総務課人事係（電話：0857-29-1700）

労働基準監督官の主な仕事

監督指導業務

労働基準法、労働安全衛生法などの法律に基づき、定期的にあるいは働く人からの情報を契機として、事業場に立ち入るなどにより、機械・設備や帳簿などを検査して関係労働者の労働条件について調査を行います。

法違反が認められた場合には、事業主などに対しその是正を指導するほか、危険性の高い機械・設備などについては、その場で使用停止などを命ずる行政処分を行うこともあります。

司法警察事務

監督指導の結果、是正勧告を受けた法違反を是正しないなど、重大・悪質な事案については、司法警察官として刑事訴訟法に基づき、取り調べなどの任意捜査や搜索・差押え、逮捕などの強制捜査を行い、検察庁に送検します。

◎労働基準監督の仕組み

